

平成 31 年度 学科 AO 入試 総合考査 問題用紙【救急医療学科】

試験時間：60分

.....
①～⑤の資料をみて、次の問いに答えなさい。

(資料④の「直線(赤)」は、問題に関係ありません。)

問1. 最近の災害の現状を100字以内でまとめなさい。

問2. このような現状に対して、どのような対策が必要か、「自助」・「共助」・「公助」という言葉を用いて述べよ。

<資料①>

附属資料5 我が国の主な地震被害（明治以降）

災害名		年月日	死者・ 行方不明者数
濃尾地震	(M8.0)	1891年(明治24年)10月28日	7,273人
明治三陸地震津波	(M8 $\frac{1}{4}$)	1896年(明治29年)6月15日	約2万2,000人
関東大地震	(M7.9)	1923年(大正12年)9月1日	約10万5,000人
北丹後地震	(M7.3)	1927年(昭和2年)3月7日	2,925人
昭和三陸地震津波	(M8.1)	1933年(昭和8年)3月3日	3,064人
鳥取地震	(M7.2)	1943年(昭和18年)9月10日	1,083人
東南海地震	(M7.9)	1944年(昭和19年)12月7日	1,251人
三河地震	(M6.8)	1945年(昭和20年)1月13日	2,306人
南海地震	(M8.0)	1946年(昭和21年)12月21日	1,443人
福井地震	(M7.1)	1948年(昭和23年)6月28日	3,769人
十勝沖地震	(M8.2)	1952年(昭和27年)3月4日	33人
1960年チリ地震津波	※(Mw9.5)	1960年(昭和35年)5月23日	142人
新潟地震	(M7.5)	1964年(昭和39年)6月16日	26人
1968年十勝沖地震	(M7.9)	1968年(昭和43年)5月16日	52人
1974年伊豆半島沖地震	(M6.9)	1974年(昭和49年)5月9日	30人
1978年伊豆大島近海の地震	(M7.0)	1978年(昭和53年)1月14日	25人
1978年宮城県沖地震	(M7.4)	1978年(昭和53年)6月12日	28人
昭和58年(1983年)日本海中部地震	(M7.7)	1983年(昭和58年)5月26日	104人
昭和59年(1984年)長野県西部地震	(M6.8)	1984年(昭和59年)9月14日	29人
平成5年(1993年)北海道南西沖地震	(M7.8)	1993年(平成5年)7月12日	230人
平成7年(1995年)兵庫県南部地震	(M7.3)	1995年(平成7年)1月17日	6,437人
平成16年(2004年)新潟県中越地震	(M6.8)	2004年(平成16年)10月23日	68人
平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	(M7.2)	2008年(平成20年)6月14日	23人
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	※(Mw9.0)	2011年(平成23年)3月11日	2万2,199人
平成28年(2016年)熊本地震	(M6.5)	2016年(平成28年)4月14日	267人
	(M7.3)	4月16日	

※Mw:モーメントマグニチュード

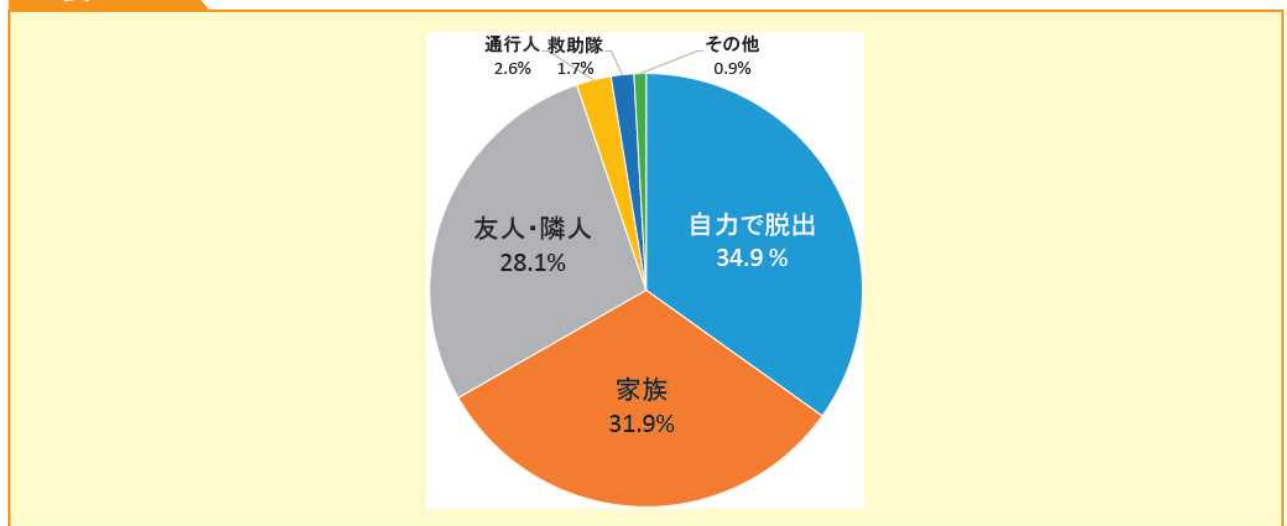
注)

1. 戦前については死者・行方不明者が1,000人を超える地震被害、戦後については死者・行方不明者が20人を超える地震被害を掲載した。
2. 関東大地震の死者・行方不明者数は、理科年表(2006年版)の改訂に基づき、約14万2,000人から約10万5,000人へと変更した。
3. 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
4. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の死者(震災関連死含む)・行方不明者数については平成30年3月1日現在。
5. 平成28年(2016年)熊本地震については平成30年4月13日現在(震災関連死含む)。

出典：理科年表、消防庁資料、警察庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料

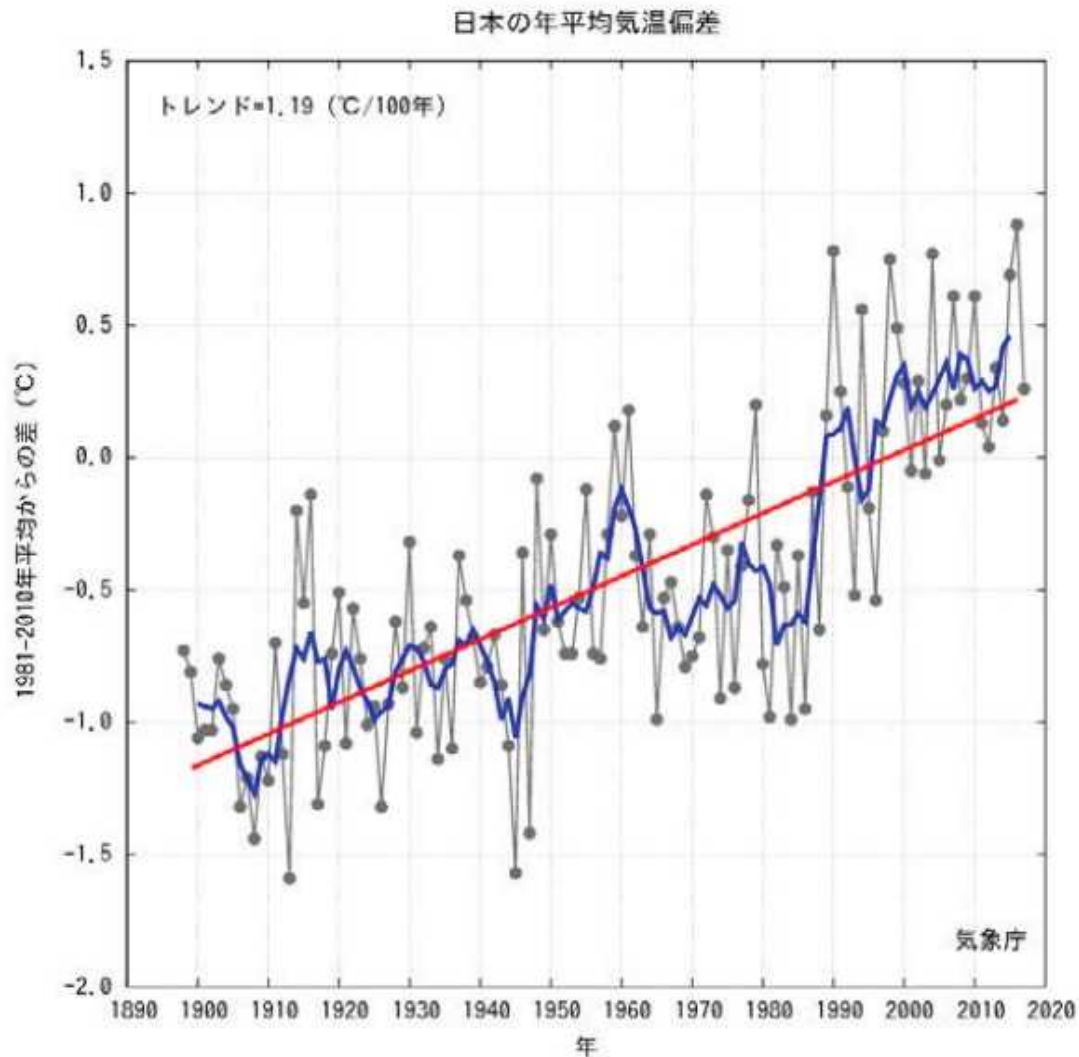
<資料②>

図表 1-1-1 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



出典：(社)日本火災学会(1996)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より内閣府作成

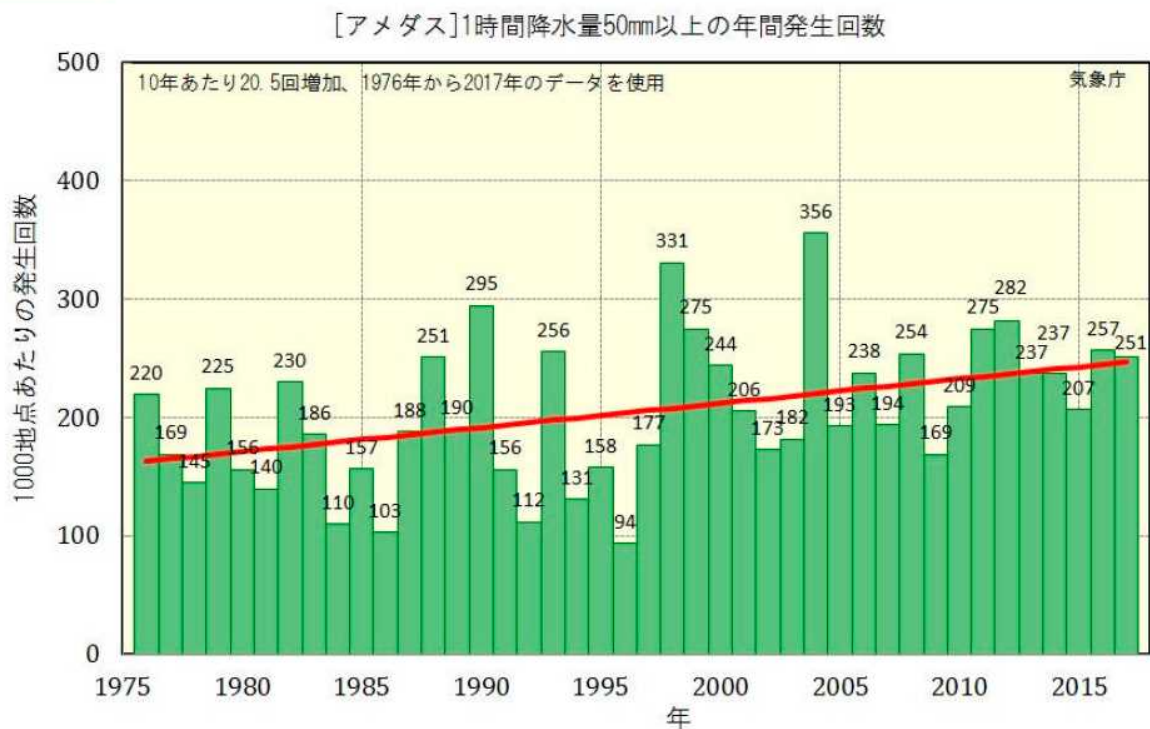
<資料③>



注) 細線 (黒): 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線 (青): 偏差の5年移動平均、直線 (赤): 長期的な変化傾向。基準値は1981~2010年の30年平均値。
 出典: 気象庁ホームページ (参照: http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html)

<資料④>

附属資料22 短時間強雨の増加傾向



出典: 気象庁資料

<資料⑤>

附属資料14 過去5年の激甚災害の適用実績

政令名	災害名	主な被災地	主な適用措置										その他の適用措置
			3,4条	5条	6条	7条	12条	16条	17条	19条	24条		
平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第4号	福岡県・熊本県・大分県	○	○	○		●	○	○	○	○		
平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成24年等局激	—	●	●									●
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線等・台風第4号・台風第7号	岩手県・山形県・島根県・山口県	●	○	○								○ ※1
平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	豪雨	島根県	●	●									●
平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	福井県・滋賀県・京都府		○	○								○
平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第26号	東京都	●	●			●						●
平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成25年等局激	—	●	●	●								●
平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第8号	長野県・宮崎県		●									●
平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第11号・台風第12号・前線による豪雨	北海道・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・広島県・徳島県・愛媛県・高知県	○	○	○			○	○	○	○		
平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第19号	兵庫県		●									●
平成二十六年十一月二十一日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年11月22日の地震	長野県	●	●									●
平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成26年等局激	—	●	●									●
平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第9号・台風第11号・台風第12号	熊本県	●	○									○ ※1
平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第15号	三重県		●									●
平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号等	宮城県・福島県・茨城県・栃木県	●	○	○		●						○ ※1
平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成27年等局激	—	●	●									●
平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成28年熊本地震	熊本県等	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	熊本県・宮崎県	●	○									○ ※1
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第7号・台風第9号・台風第10号・台風第11号等	北海道・岩手県	○	○	○		○ ※2	●	○	○	○	○	
平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第16号	宮崎県・鹿児島県	●	○	○								○ ※1
平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成28年等局激	—	●	●									●
平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線(九州北部豪雨等)・台風第3号	福岡県・大分県	●	○	○		●						○ ※1
平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第18号	京都府・愛媛県・大分県	●	○									○ ※1
平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第21号	新潟県・三重県・近畿地方	●	○	○								○ ※1
平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成29年等局激	—	●	●									●

出典：「平成30年版防災白書」、内閣府